

福岡県における公文書館整備の現状と課題

小原 康弘

福岡県総務部行政経営企画課

1. はじめに

福岡県内には、北九州市及び福岡市に「公文書館」が設置されているが、県としての公文書館は未設置であり、現在、平成24年秋の開館に向けて整備を進めている。

また、この公文書館は、北九州市及び福岡市を除く県内58の市町村と共同で運営することとしており、そのための取組も行っている。

2. 経緯

昭和60年3月、福岡県情報公開審議会から「文書館」の設置を検討課題とするよう提言があり、これを受けて昭和61年から歴史的、文化的又は学術的価値が生じると認められる文書（以下「歴史的な文書」という。）の選別保存を開始¹

平成17年11月、県内外の有識者から福岡県に対し、また翌18年1月には県市長会、県町村会に対し、公文書館の設置に関する要望書が提出される。

平成18年6月、外部有識者で構成する「福岡県共同公文書館基本構想検討委員会」を設置し、同年12月、知事に「福岡県共同公文書館基本構想」²を答申

この構想で示された共同公文書館の意義（骨子）は次のとおりである。

「県と市町村が共同して公文書館を整備し

ようとするものであり、これにより福岡県下全ての自治体に係る公文書等が適切な環境で体系的・一元的に保存され、将来にわたる行政の説明責任を果たすことが可能となる。」

平成19年7月、この基本構想を踏まえ、県と市町村の代表者で構成する「共同公文書館基本計画策定委員会」を設置し、同委員会において、共同公文書館の施設規模、管理運営体制などの諸課題を協議、検討し、20年4月、「福岡県共同公文書館基本計画」³を策定、公表

平成21年4月、市町村側の公文書館の運営主体を福岡県自治振興組合とすることを決定

平成21年5月、公文書館運営の実務的課題を検討するため、県と市町村の実務者レベルで構成する「共同公文書館ワーキングチーム検討会」を設置し、歴史的な文書の評価選別基準、公文書館設置条例などに規定すべき事項及び開館後の企画展示などの検討を開始

3. 施設概要

(1) 建設地 福岡県筑紫野市上古賀1丁目の県有地

¹ 選別したリストは福岡県庁ホームページで公開
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f08/rekisiteki/bunsho-01.html>

² 福岡県庁ホームページに掲載
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/kyodokob/unsyokankihonkoso.html>

³ 福岡県庁ホームページに掲載
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/kyodokob/unsyokankihonkeikaku.html>

小原 康弘（こはら やすひろ）

福岡県総務部行政経営企画課企画監（公文書担当）

- (2) 敷地面積 約6,130m²
- (3) 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上3階 延床面積 5,421m²
- (4) 書架延長 24km (平成24年以降、移管される歴史的文書30年分の収蔵を想定)
- (5) 工期 平成22年10月～23年12月予定
竣工後、一定の養生期間を経て、24年4月以降、県及び市町村から歴史的文書を移管する予定である。

4. 課題

施設整備については、粛々と進めているが、公文書館設置条例の検討、開館後の企画展示、移管する歴史的文書の選別など、いわゆるソフト面の整備については、課題に直面しながら進めているというのが現状である。

ここでは、紙幅に限りがある中、歴史的文書の選別について報告したい。

4.1 評価選別基準の概要

福岡県が使用している評価選別基準は、全国の公文書館の評価選別基準を参考に作成したものである。

歴史的文書を総論的に「福岡県及び県内市町村における行政の推移等が明らかとなるもの及び住民生活、社会情勢を反映している文書」とし、文書の類型ごとに例えば、「例規等に関する重要な文書」、「重要な施策等に関する文書」、「許可等の行政処分に関する重要な文書」など20の類型に基準を分類している。

今後、選別結果を蓄積していく中で、選別するものとししないものを判断する際の鍵となる要素を抽出、類型化し、選別の際の視点として反映させ、職員の使い勝手のよいものに順次改善していくこととしている（評価選別する際に、大上段から何が歴史的か、誰にとって歴史的かを正面から問うことは、選別を疎ましいものにする危険をはらむことに留意する必要がある⁴）。

4.2 歴史的文書評価選別の概況

県では知事部局本庁に係る歴史的文書の選別については、昭和61年から開始しているが、平成20年度まではごく少数の担当者が選別を行っていたところであり、行政経営企画課として組織的対応を開始したのは、平成21年度からである。

今後は、保存期間満了文書からの選別に加え、保存期間が20年を超える長期保存文書について現用性を判断し、その中から歴史的な文書を選別することが喫緊の課題である。

また、市町村においては、市町村史編纂のために用いた文書を除いて、恒常的な選別はほとんど行っていないというのが実情である。

このため、市町村に対する支援策として、保存期間満了文書の選別を行政経営企画課職員が市町村職員と共同で行い、選別結果を全市町村へ提供し、市町村における選別を効果的なものとする取組を行っている。

4.3 評価選別の充実に向けて

私自身、昨年の4月から現職に就いて以来、評価選別に携わってきた。

つたない経験を振り返っての感想であるが、評価選別に係る技術や知見の蓄積が乏しいこと、職員の行政経験に幅や深さの点で違いがあることなどから、選別結果に職員間のバラツキや昨年と今年の間のはずれを低減するため、いわゆる（行政経験と選別経験を兼ね備えた）経験知をいかに高めるかが課題であると認識している。

また、実質的に選別を行っているのは、事業所管部局（現用側）⁵ではなく、文書管理を総括している行政経営企画課であり、今後、

⁴ このことは、大濱徹也筑波大学名誉教授が機会あるごとに指摘されている。例えば『アーカイブズの眼 - 記録の管理と保存の哲学』31頁

⁵ このような「現用側」と「非現用側」を峻別する表現は、しばしば関係者から聞かすが、公文書の管理に関しては、共通の基盤があると思われる。

事業所管部局の意識をいかに高めるかも課題である。

5. 終わりに

以上のように、本県の公文書館整備に向けた取組には、課題が山積しており、開館にこ

ぎ着けたとしても、運営が軌道に乗るのは、開館後数年先であろう。

国立公文書館には、機能強化が図られた今日、地方公文書館の充実に向けて、研修の充実（例えば、選別実習の拡大、地方での研修開催）や一層の人的支援をお願いしたい。



図1 公文書館建設位置図

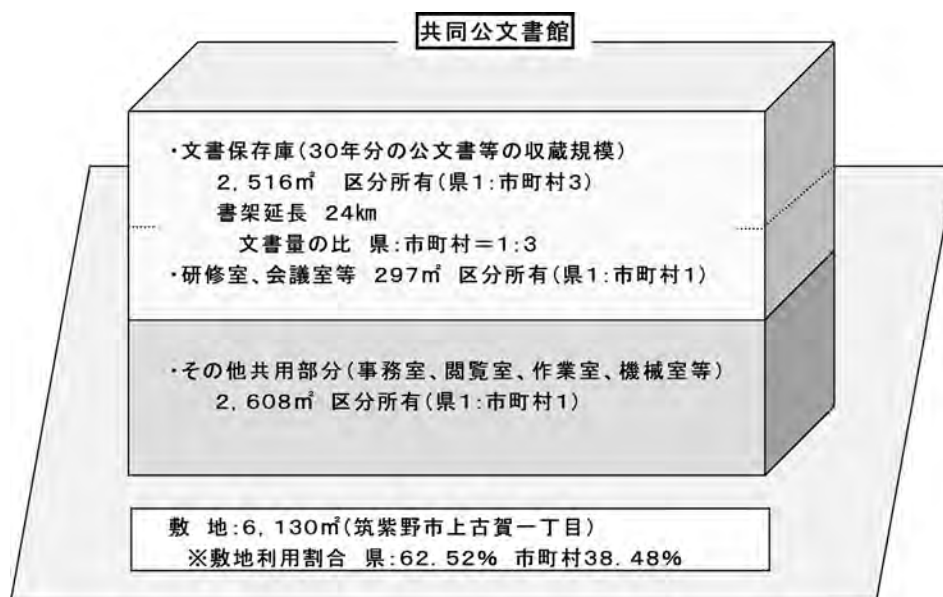


図2 公文書館外観イメージ図

福岡県共同公文書館の概要

【施設規模等】

鉄筋コンクリート造 地上3階 延床面積 5,421㎡



面積等については、竣工までに変更があり得る。

【経費負担】

建設事業費(用地費除く)
 負担割合=区分所有割合(県2:市町村3)
 管理運営費
 負担割合=県1:市町村1
 ・(財)福岡県市町村振興協会から市町村負担分を助成
 建設事業費及び運営事業費の全額

【整備スケジュール】

H20 基本設計
 H21 実施設計
 H22~23 建設工事
 H23秋~養生、文書移管
 H24秋 開館予定

【管理運営体制】

県と「福岡県自治振興組合」と共同で管理運営
 (政令市は除く)
 事務組織は、県職員と組合職員(併任発令)で
 構成し、一体となって共同で事務を処理

【機能及び事業】

重要な価値を有する公文書等の選別、収集、保存
 ・明治以降の公文書(非現用文書)及び行政刊行物を対象
 ・共通の評価選別基準を策定
 ・各自治体による一次的選別
 ・体系的保存を図るための公文書館による二次的選別
 公文書等の公開
 ・公開・非公開の基準策定
 ・文書目録検索システムの構築等
 展示会、講演会、研修会等の企画実施
 記録内容等に関する調査研究